

令和4年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査  
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

# 目 次

## 【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲及び対象期間	1
3	監査の期間	1
4	監査の方法	1
5	監査の実施方針及び着眼点	2
6	実施状況	2
7	監査の結果	3

## 【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	8
2	監査の選定理由	8
3	監査の対象範囲	8
4	監査の期間	8
5	監査の方法	8
6	監査の実施方針及び着眼点	8
7	実施状況	10
8	監査の結果	10

むすび	11
-----	----

名 監 査 第 28 号  
令和 5 年 2 月 17 日

名 寄 市 長	加 藤 剛 士	様
名 寄 市 議 会 議 長	東 千 春	様
名 寄 市 教 育 委 員 会 教 育 長	岸 小 夜 子	様
名 寄 市 立 総 合 病 院 管 理 者	和 泉 裕 一	様
名 寄 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	岩 崎 隆	様

名 寄 市 監 査 委 員 岡 川 進  
名 寄 市 監 査 委 員 黒 井 徹

令和 4 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 4 年度監査の結果に関する報告書を提出します。

# 定期監査

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

## 2 監査の対象範囲及び対象期間

監査の対象部課		対象範囲	監査の対象期間(注)
総務部	智恵文支所	所管する事務	令和 3 年度
市民部	消費生活センター	所管する事務	
経済部	農務課	所管する事務、施設の管理運営に関する事務	
	農業振興センター	所管する事務、施設の管理運営に関する事務	
	耕地林務課	所管する事務、施設の管理運営に関する事務	
教育部	学校教育課	所管する事務	
	生涯学習課	施設の管理運営・利用状況、所管する事務	
	市立図書館	施設の管理運営・利用状況、所管する事務	
	学校給食センター	施設の管理運営状況、所管する事務	
	名寄市公民館	公民館の管理運営・利用状況、所管する事務	
	風連公民館	公民館の管理運営・利用状況、所管する事務	
風連国民健康保険診療所	事務課	診療所の運営状況、所管する事務	
選挙管理委員会	事務局	所管する事務	

(注) 監査の必要があると認めたときは、現年度（令和 4 年度）の事務を対象とすることとした。

## 3 監査の期間

令和 4 年 11 月 2 日から令和 5 年 2 月 16 日まで

## 4 監査の方法

監査対象部局長に対して関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じた実査と関係職

員に対する質問、また通査により監査を実施した。

## 5 監査の実施方針及び着眼点

### (1) 実施方針

令和4年度名寄市年間監査計画を踏まえ、本市における事務事業のリスクを考慮し、所掌事務及び財務事務について監査の対象として選定し、それらの事務事業が法令等に適合し適正かつ適切に執行されているか。また、市民サービスの向上に努めているかなど行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。(令和4年度財務監査(定期監査)実施計画(令和4年10月18日名寄市監査委員決定))

### (2) 着眼点

地方自治法第2条第14項の趣旨を主眼に、全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」及び「第4行政監査の着眼点」を準用し、監査を実施した。

## 6 実施状況

監査対象部課		監査実施通知日	実査日	面接実施日
総務部	智恵文支所	令和4年 10月20日		
市民部	消費生活センター			
経済部	農務課		令和4年 11月2日	令和5年 1月31日
	農業振興センター			
	耕地林務課			
教育部	学校教育課			令和5年 2月1日
	生涯学習課			
	市立図書館		令和4年 11月2日	
	学校給食センター			
	名寄市公民館			令和5年 2月1日
	風連公民館			
	智恵文公民館			
風連国民健康保険診療所	事務課			令和5年 1月31日
選挙管理委員会	事務局			

## 7 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

また、指摘事項等に該当するものではないが、監査において認識された課題等について、所感と要望として付記した。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア 改善（是正すべきもの）	
	(ア) 法令等に違反するもの
	(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの
	(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの
	(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの
	(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの
イ 検討	
	(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの
	(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの
(2) 注意	
ア	軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの
イ	指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勧告）	
ア	第1号アの規定のうち、特に重大なもの
イ	第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの
ウ	第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの
エ	第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの
オ	その他監査委員が勧告相当と認めるもの

監査の結果は、次のとおりである。

### (1) 総務部 智恵文支所

#### ア 監査の対象範囲

所管する事務。

#### イ 把握した事項

(ア) 現金取扱状況について確認した。

(イ) 所管する事務のうち3件の関係書類を確認した。

#### ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(2) 市民部 消費生活センター

- ア 監査の対象範囲  
所管する事務。
- イ 把握した事項  
消費生活センターの利用状況に関する報告書について確認した。
- ウ 監査の結果  
指摘事項なし。

(3) 経済部 農務課

- ア 監査の対象範囲  
所管する事務、施設の管理運営に関する事務。
- イ 実査の状況
  - (ア) 実施年月日 令和4年11月2日
  - (イ) 実査場所 名寄市立食肉センター 名寄市字日進105番地14  
あぐりん館 名寄市字緑丘12番地  
グリーンハウス 名寄市風連町80番地の2
- ウ 把握した事項
  - (ア) 所管施設の管理運営状況について確認した。
  - (イ) 所管する事務のうち7件の関係書類を確認した。
- エ 監査の結果
  - 【注意】ーイ  
名寄市有害鳥獣焼却処理施設管理業務において、施設の運転時間が仕様書に示された時間と一部異なる時間で運転されていることが実績報告書で確認された。業務仕様書第9(2)において必要に応じ協議のうえ、同(1)で示された時間以外の運転が可能であることが記されているが、必要性の頻度が高い場合は、実情に合わせた仕様書に改めることを検討されたい。
- オ 所感と要望  
農業経営も大型化しており、法人化への支援など関係機関と連携し、基幹産業である農業の振興を今後も進めていただきたい。

(4) 経済部 農業振興センター

- ア 監査の対象範囲  
所管する事務、施設の管理運営に関する事務。
- イ 実査の状況
  - (ア) 実施年月日 令和4年11月2日
  - (イ) 実査場所 名寄市農業振興センター 名寄市風連町緑町396番地2
- ウ 把握した事項
  - (ア) 所管施設の管理運営状況について確認した。
  - (イ) 現金取扱状況について確認した。
  - (ウ) 所管する事務のうち8件の関係書類を確認した。
- エ 監査の結果  
指摘事項なし。
- オ 所感と要望  
施設では作物栽培の試験や調査を行っているが、結果の活用と情報共有はもとより、栽培品目や試験内容についてニーズを把握し、施設機能を有効に活用いただき

たい。

(5) 経済部 耕地林務課

ア 監査の対象範囲

所管する事務、施設の管理運営に関する事務。

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和4年11月2日

(イ) 実査場所 御料ダム 名寄市風連町字日進2265番地

ウ 把握した事項

(ア) 所管施設の管理運営状況について確認した。

(イ) 所管する事務のうち16件の関係書類を確認した。

エ 監査の結果

指摘事項なし。

オ 所感と要望

林業の担い手対策や森林の機能保全対策、農業の基盤整備など直面する課題への対応として、将来を見据えた施策の展開を関係機関と連携して引き続き実施していただきたい。

(6) 教育部 学校教育課

ア 監査の対象範囲

所管する事務。

イ 把握した事項

所管する事務のうち52件の関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

エ 所感と要望

学校教育課では、学校や教員住宅などの修繕や維持管理など多岐に亘る管理業務も所管するなか、施設や設備の緊急修繕も適時的確になされていた。今後も施設の安全確保のため、速やかで適切な維持管理に努めていただきたい。

(7) 教育部 生涯学習課

ア 監査の対象範囲

施設の管理運営・利用状況、所管する事務。

イ 把握した事項

(ア) 施設の管理運営・利用状況について確認した。

(イ) 名寄市民文化センター事業企画委員会の開催状況を確認した。

(ウ) 所管する事務のうち16件の関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

エ 所感と要望

市民文化センターではコロナ禍の下、利用が制約されるなかでの運営であった。今後は積極的に、まちづくりの拠点として施設が活用がされるよう人材育成や関係づくりを進め、施設の機能を活かした運営に努め、引き続き利用しやすく安心安全な施設管理がなされることを期待する。



(8) 教育部 市立図書館

ア 監査の対象範囲

施設の管理運営・利用状況、所管する事務。

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和4年11月2日

(イ) 実査場所 市立名寄図書館 本館 名寄市大通南2丁目5番地  
市立名寄図書館 風連分室 名寄市風連町西町201番地

ウ 把握した事項

(ア) 名寄市図書館協議会の開催内容について確認した。

(イ) 現金取扱状況について確認した。

(ウ) 所管する事務のうち1件の関係書類を確認した。

エ 監査の結果

指摘事項なし。

オ 所感と要望

本館は老朽化が進んでいることから、図書館機能を充実させるためにも改築が具体的に進められることが望まれる。風連分室は親しみやすく利用しやすい施設として整備がなされていた。

(9) 教育部 学校給食センター

ア 監査の対象範囲

施設の管理運営状況、所管する事務。

イ 把握した事項

(ア) 名寄市学校給食センター運営委員会の開催内容について確認した。

(イ) 所管する事務のうち12件の関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(10) 教育部 名寄市公民館

ア 監査の対象範囲

公民館の運営・利用状況、所管する事務。

イ 把握した事項

名寄市公民館運営審議会兼ねて名寄市民文化センター運営委員会の開催内容について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(11) 教育部 風連公民館

ア 監査の対象範囲

公民館の運営・利用状況、所管する事務。

イ 把握した事項

名寄市風連公民館運営審議会兼ねてふうれん地域交流センター運営委員会の開催内容について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(12) 教育部 智恵文公民館

ア 監査の対象

公民館の運営・利用状況、所管する事務。

イ 把握した事項

名寄市智恵文公民館運営審議会の開催内容について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(13) 名寄市風連国民健康保険診療所 事務課

ア 監査の対象

診療所の運営状況、所管する事務。

イ 把握した事項

(ア) 所管する事務のうち10件の業務内容を確認した。

(イ) 診療報酬等の収入状況について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

エ 所感と要望

診療所は地域において欠くことのできない医療機関として住民生活を支えていることから、継続的に安定した運営のためにも経営視点を持ちながら会計内容を把握し、適正かつ的確な会計事務の管理に努めていただきたい。

(14) 名寄市選挙管理委員会 事務局

ア 監査の対象

所管する事務。

イ 把握した事項

所管する事務のうち契約書類3件について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(15) 監査結果に係る共通事項

ア 契約事務については、関係法令や名寄市契約規則をはじめとする関係例規等に則って適正な事務の執行にあたる必要があるが、法令等の理解が不十分なことによる誤りがみられた。適正な事務が執行されるよう職員周知や指導を徹底し、契約事務の執行にあたられたい。

イ 事務処理上の軽微な誤り等については、担当者の誤認や記載もれ等によるものであり、上司や他の職員による十分な確認がなされることで防げるものが多くを占めていた。公文書として不備のない事務処理が業務の基本であることを認識し、組織として適切な事務処理に努められたい。

以 上

# 財政援助団体等監査

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の選定理由

例月出納検査及び財務監査並びに過去の監査状況等を総合的に勘案し、補助金等の交付事務及び補助事業者等の事業の履行に着目し監査の対象範囲を決定した。監査の対象年度は令和3年度とした。

## 3 監査の対象範囲

### (1) 財政援助団体等監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会	名寄市有害鳥獣駆除対策事業補助金	経済部農務課

### (2) 公の施設の指定管理者

指定管理者	管理施設名	監査対象部課
一般財団法人 上川北部医師会	名寄東病院	名寄市立総合病院事務部総務課

## 4 監査の期間

令和4年11月2日から令和5年2月16日まで

## 5 監査の方法

所管する部課及び財政援助団体並びに指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

## 6 監査の実施方針及び着眼点

### (1) 実施方針

令和4年度名寄市年間監査計画を踏まえ、市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体等」という。）に対し交付した補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。（令和4年度財政援助団体等監査実施計画（令和4年10月18日名寄市監査委員決定）に基づき定めた実施方針）

### (2) 着眼点

#### ア 財政援助団体等監査

##### 【所管部課関係】

(ア) 補助金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

(イ) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性

は十分か。

- (ウ) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (エ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (オ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金等の交付目的や効果等から照らして、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

**【団体関係】**

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (カ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

イ 公の施設の指定管理者監査

**【所管部課関係】**

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適宜かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

**【指定管理者関係】**

- (ア) 施設は関係法、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (エ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (ク) 指定管理者に対して適宜かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

## 7 実施状況

監査対象部課等	監査実施 通知日	実査日	面接実施日
経済部農務課	令和4年 10月20日		令和5年 1月31日
名寄市立総合病院事務部 総務課	令和4年 10月20日		令和5年 2月1日

## 8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

監査の結果は次のとおりである。

### （1）財政援助団体

#### ア 名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会

補助事業名 名寄市有害鳥獣駆除対策事業補助金

イ 補助金交付額 8,500,000円

#### ウ 把握した事項

（ア）団体の活動内容及び収支決算状況について確認した

（イ）補助金等交付申請書は令和3年6月1日に提出され、同日に補助金等交付決定の決裁がなされていた。補助事業の完了日が令和4年3月31日で、補助金等実績報告書は令和4年4月28日に提出され、同日に受理及び金額の確定がなされていた。

（関係法令・例規類等）

名寄市補助金等交付規則（平成18年規則第54号）

#### エ 監査の結果

##### 【注意】一ア

総会議案書にある報告第2号 令和3年度収支決算報告において、摘要欄に記載の金額に誤りが認められた。収支や補助金交付額には影響しないものの、提出された書類の記載内容を十分に確認のうえ、補助金の確定にあたられたい。

### （2）公の施設の指定管理者

#### ア 指定管理者及び対象施設

一般財団法人 上川北部医師会

対象施設 名寄東病院

#### イ 把握した事項

（ア）指定管理基本協定書及び年度協定書について確認した。

（イ）法人の会計状況と併せて名寄東病院会計の内容について確認した。

（ウ）施設設備の状況について確認した。

（根拠法令）

名寄市病院事業の設置等に関する条例（平成29年12月20日条例第36号）

ウ 監査の結果

指摘事項なし

エ 所感と要望

東病院では、設置者による機器の更新や老朽化した設備への対策が講じられるなか、病床使用率や外来患者数を確保し、適正な運営がなされていた。地域にとって欠かせない慢性期医療を担う病院として、引き続き適切な管理運営がなされるよう期待する。

以 上

(むすび)

令和4年度の定期監査にあたり、関係の皆様は資料提出や実査の対応などご協力いただき幅広く実施することができた。

施設の管理運営においては、豊かで安心して暮らせる地域社会の実現のためにも、老朽化した市立図書館本館や名寄東病院の早期改築が望まれる。また、公民館や図書館では、社会教育施設として、学びを通じて個人や地域、社会が豊かになり、課題解決につながる活動も含め、多くの人々が来館したくなる施設としての運営が望まれる。

業務委託においては、業務完了後の評価やモニタリングを実施し、前例踏襲となることなく、情勢の変化に応じた業務内容となるよう仕様書の見直しや業務のあり方を検討し、効果的で経済性や効率性を備えた適正な業務内容となるよう実施いただきたい。

今後、実務における電子化やデジタル化が進むことが見込まれるが、法令を遵守して業務を行うべく基本は不変であるため、各事務処理における実務マニュアルの整備やチェック体制の強化など内部統制の重要性を認識した具体策が講じられることを望む。